

# 国家公務員の再就職等規制

国家公務員の再就職については、公務の公正性に対する国民の信頼を確保するために、次の3つの規制が設けられています。

企業等の皆様におかれましても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・元国家公務員にこうした行為を求めるようご協力をお願いいたします。

## ① あっせん規制

誰かいい人いませんか？

営利企業等



そちらにぜひ推薦したい退職間近な職員がいます。(情報提供)

よかつたらその職員を雇ってくれませんか。(再就職の依頼)

退職はいつ頃ですか？



営利企業等  
(利害関係あり)



3月に定年を迎ますが、再就職先がまだ決まっていないんですよ。  
(情報提供)

よかつたら私を雇ってくれませんか。(再就職の依頼)

## ③ 働きかけ規制

監視

再就職等監視委員会



〇〇について元の職場に働きかけてくださいよ！

営利企業等  
(再就職先)

公示前の入札情報を先に教えてください。(契約に関する働きかけ)



現役の  
国家公務員

再就職した  
元国家公務員  
(違反行為)

私の再就職先への処分を軽くしてください。(処分に関する働きかけ)

- 違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて判断されます。
- 詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問合せください。

内閣府  
Cabinet Office

## 再就職等監視委員会事務局

TEL : 03-6268-7657

再就職等監視委員会

検索



規制の詳細については  
こちらを御覧ください。

# 国家公務員の再就職等規制に関する

よくある質問  
Q & A

～国家公務員・元国家公務員の再就職ルールにご協力ください～

## 1 企業等では国家公務員・元国家公務員を雇用することはできないのですか。

雇用できます。再就職等規制は、国家公務員による再就職のあっせんや在職中の利害関係企業等への求職活動などを規制するものであり、国家公務員・元国家公務員の再就職自体を禁止するものではありません。再就職等規制違反を誘発しないように注意して雇用していただくようお願いします。

## 2 企業等が国家公務員・元国家公務員を雇用したい場合にも、紹介等してもらうことはできないのですか。

国家公務員から紹介等はできません。企業側からの依頼であったとしても、国家公務員によるあっせんや利害関係企業等への求職活動は違反になります。企業等の皆様におかれましては、国家公務員に対し、雇用を目的として国家公務員・元国家公務員の紹介等を依頼しないよう、ご協力をお願いします。（国家公務員・元国家公務員の雇用をお考えの場合は官民ジョブサイトの利用もご検討ください。）

## 3 再就職等規制は企業等にどのような影響があるのですか。

違反が認定された場合、その事案概要が公表され、結果として、再就職が取りやめになったり、違反に関係した企業名が公になってしまることがあり得るなど、企業等にも何らかの影響が生じる可能性があります。ただし、再就職等規制は国家公務員・元国家公務員を対象としていますので、企業等が違反に問われ罰則を受けることはありません。

## 4 再就職等規制違反が疑われた場合、企業側も調査を受けることがありますか。

あります。再就職等監視委員会には、再就職等規制違反行為に対して実効性のある監視活動を行うため、国家公務員法により各種の調査権限が付与されています。再就職等規制違反が疑われる場合、事実確認のため、企業等に対して聞き取りや書類提出といった調査協力をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

## 5 再就職等規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

再就職等監視委員会のメールフォーム又はフリーダイヤルまで情報提供をお願いします。情報提供者が勤務先や関係府省等に特定されることのないよう万全を期しておりますので、ご安心ください。

TEL : 0120-344-954 (フリーダイヤル)



違反情報受付窓口